

改正

令和3年12月21日条例第33号

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第4項及び第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）の例による。

(敷地面積の最低限度)

第3条 法第33条第4項の規定により、次条で指定された土地の区域における予定建築物等の敷地面積の最低限度は、200平方メートルとする。ただし、法第34条第13号に掲げる開発行為又は次条第1項の規定により土地の区域が指定された日において、200平方メートルに満たない一団の土地であつて、かつ、その面積を減じないものにおいて行う開発行為については、この限りでない。

(法第34条第11号の規定により指定する土地の区域)

第4条 法第34条第11号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準を全て満たすもののうち、市長が定める区域とする。

- (1) 敷地相互の間隔がおおむね50メートル以内の距離にある建築物がおおむね50以上連たんしていること。
- (2) 規則で定める公共施設の整備基準を満たしていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる区域は、前項の市長が定める区域に含まないものとする。
  - (1) 令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域
  - (2) 令第29条の9第6号に掲げる土地の区域として規則で定めるもの
  - (3) 令第29条の9第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるもの
- 3 第1項の土地の区域は、その形態により次のように区分する。
  - (1) 第1種地区 住宅団地を中心に構成された地区
  - (2) 第2種地区 住宅団地以外の戸建て専用住宅を中心に構成された地区
  - (3) 第3種地区 幹線道路に沿って発達した地区
- 4 第1項の規定により土地の区域が指定されたときは、市長は、公衆の縦覧に供するため、規則に定めるところにより、当該区域を図示した図書を据え置くものとする。
- 5 前4項の規定は指定された土地の区域の変更について、前項の規定は指定された土地の区域の廃止について準用する。

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第5条 法第34条第11号の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、別表第1の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(予定建築物等の敷地が区域の内外にわたる場合の措置)

第6条 予定建築物等の敷地がこの条例の規定により建築物等の用途に関する制限を受ける区域の内外にわたる場合においては、その建築物等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域に関するこの条例の規定を適用する。

(建築物の高さの最高限度)

第7条 法第34条第11号の開発行為を行う場合における建築物の高さの最高限度は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したものについては、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（令和3年12月21日条例第33号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第35条の2の規定によりされた許可の申請であって、施行日において許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

区域	用途
第1種地区	ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項に掲げる建築物以外の建築物（同法第88条第2項における工作物への準用を含む。） イ 第1種特定工作物
第2種地区	ア 建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物以外の建築物（同法第88条第2項における工作物への準用を含む。） イ 第1種特定工作物
第3種地区	ア 建築基準法別表第2（に）項に掲げる建築物 イ 第1種特定工作物

別表第2（第7条関係）

区域	高さの最高限度
第1種地区	10メートル
第2種地区	